流域治水（特定都市河川）関係　質問事項

番号	分類	内容	質問・意見　等	回　　答
1	河川指定	指定範囲	吉田川流域を指定した場合、流域内の全ての河川（支川）を指定することができるのか。	特定都市河川の指定が可能な河川は一級河川と二級河川であるため、今回の指定では、一級河川吉田川の流域と二級河川高城川（鶴田川）の流域全ての河川（準用河川、普通河川は含まれない）を指定します。 また、下流端から上流端までの全ての区間を指定します。
2	河川指定	指定範囲	鶴田川流域もあわせて指定するとのことだが、鶴田川は吉田川流域の河川ではないが指定可能なのか。	吉田川流域と同時に高城川・鶴田川流域を特定都市河川指定しようと考えています。
3	河川指定	手続き	特定都市河川指定にあたり、自治体の作業はあるのか。	指定を行おうとするときは国土交通大臣と知事は市町村長に意見を聴かなければならないとされているため、事務手続きをお願いすることになります。また、指定と同時に雨水浸透阻害行為の許可が必要になるため、制度の周知の協力をお願いします。
4	河川指定	手続き	特定都市河川の指定は誰がするのか。	特定都市河川の指定区間に直轄管理区間を含む場合（吉田川流域）は国土交通大臣が指定を行います。一級河川の県管理区間のみの指定や二級河川を指定する場合（高城川（鶴田川）流域）は都道府県知事が行います。
5	河川指定	予算補助	大雨が降ったH27、R元年、R4．７月の雨では、準用河川で水が溢れている。準用河川についても特定都市河川に指定可能か。支川も整備できると説明受けたので可能性があるのか確認したい。	特定都市河川に指定可能なのは一級河川および二級河川です。（準用河川、普通河川は指定出来ません。） 指定された支川については整備が可能です。
6	協議会	手続き	流域水害対策協議会の設立と流域水害対策計画の作成の流れはどのようになるのか。流域水害対策計画の作成は誰が行うのか。	特定都市河川に指定されたときは、流域水害対策協議会を設置します。流域水害対策計画は、協議会の中で河川管理者等が共同して作成することになります。
7	協議会	構成員	流域水害対策協議会の構成員に農林水産省は参加するのか。	吉田川の流域水害対策協議会においては、農地や農業用の排水施設も治水対策への利活用を検討していく必要があると考えており、吉田川流域治水部会の構成員として農林水産省にも参加いただいていることを踏まえ、協議会への参加も要請したいと考えております。
8	協議会	構成員	大雨時に自衛隊の王城寺原演習場からの土砂の流出が顕著であり，村管理河川である焼切川や沓掛川への土砂の流入もある。演習場内に砂防ダムや貯留機能を備えた施設を整備していただくと，下流域への土砂災害も含め減災が図れるものと考えられるので，流域での減災対策を講じていくのであれば，今後，本部会に防衛省の参画も必要ではないか。	貴重なご意見として今後検討します。
9	流域水害対策計画	手続き	流域水害対策計画作成にあたり、自治体での作業は生じるのか。	流域水害対策計画作成のための自治体単独の作業はありませんが、協議会として計画を作成する際に、河川管理者による計画に加え、各自治体の下水道計画等の治水対策を盛り込むことになります。また、関連する計画に見直しが必要になった場合も、ご協力をお願いします。
10	流域水害対策計画	手続き	特定都市河川に指定され、道路の嵩上げや堤防等を自治体が実施することはあるのか。	流域水害対策計画のなかで、自治体の取り組みとして道路の嵩上げ等を位置づけた場合には実施していただく可能性もあります。なお、流域水害対策計画は、協議会の中で必要な対策を議論し、合意形成を図りながら作成することになります。
11	流域水害対策計画	計画	流域水害対策計画に位置づけられた河道掘削や遊水地、排水機場の整備は誰がするのか。	流域水害対策計画の中で位置づけた治水対策は、例えば直轄河川における河川整備であれば国土交通省が実施するなど、その施設を管轄する管理者が事業主体となって実施されます。
12	流域水害対策計画	計画	流域水害対策計画で作成する浸水想定は外水に加え内水も含めるのか。	浸水想定は内水も含めます。浸水想定の作成にあたっては、流域の水害リスクを適切に把握するため、洪水による浸水だけでなく雨水出水による浸水も併せて示すものとして、内外水一体の計算モデルを用いることや、外水浸水解析の結果と内水浸水解析の結果を重ね合わせること等が考えられます。
13	流域水害対策計画	計画	今後、遊水地をさらに増やしていく計画はあるのか。	国土交通省が9/8に改定した鳴瀬川水系河川整備計画では、吉田川中流部に遊水地を1箇所計画しています。
14	流域水害対策計画	予算補助	特定都市河川に指定された場合に、吉田川流域内の市町村管理河川（準用河川、普通河川）についても個別補助の対象になるのか。	特定都市河川指定の有無に関わらず、現行の法令では、準用河川、普通河川は個別補助の対象になりません。緊急自然災害防止事業債など地方債の活用をご検討ください。
15	流域水害対策計画	予算補助	治山では谷止め工などの事業で土砂を押さえるが、流速を押さえても流水を一時的に貯める機能はない。流水を貯めるための施設整備に関する補助メニューはあるのか？また新たに、谷を止めて堰堤を設置するような防災調整池は可能か。	雨水貯留するための支援事業については、流水を貯めるための事業メニューを本省のホームページで紹介しています。関係省庁の事業も記載されておりますので、参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/pdf/ryuikitaisaku1.pdf
16	流域水害対策計画	予算補助	浸水対策として、道路の嵩上げを計画する場合、どの事業でやるべきか。	補助率の違いや採択基準をなど自治体にとって有利な事業手法になるよう、流域水害対策計画の作成の際に個別に検討・相談させていただきます。

番号	分類	内容	質問・意見　等	回　　答
17	流域水害対策計画	予算補助	浸水被害防止区域の指定による、助成はあるのか。 嵩上げ等の安全確保対策をすることで、安全が確保された場合、指定が外される認識で良いか。 指定されることによって、既存の住民に規制がかかることはあるのか。	区域指定による助成や補償はありません。 浸水被害防止区域については、河道又は洪水調節ダムの整備等により、安全が確保できる対策が完了した場合は指定を外すこともできます。 現在住んでいる人を、強制的に立ち退かせるなどの規制はありません。なお、浸水被害防止区域に指定された場合は５戸以上かつ移転しようとする住居の数の半数以上で防災集団移転が可能となります。
18	雨水浸透阻害行為	手続き	雨水浸透阻害行為の許認可について、都市計画法における開発許可申請との兼ね合いはどのようになるのか。都市計画法における開発許可申請は県で許認可を担当しているが、雨水浸透阻害行為の許可についても県が実施することになるのか。	許可権者が都道府県知事となるため、許認可の手続きは県が行うことになります。
19	雨水浸透阻害行為	手続き	特定都市河川に指定後の農地転用の手続きの流れを教えて欲しい。	大和川流域の事例では、農地転用の申請を行う際は、県の窓口への特定都市河川浸水被害対策法の許可の要否の事前確認（必要に応じて許可申請）をしているようです。許可証の写しを添付することにしている場合もあるようです。
20	雨水浸透阻害行為	手続き	雨水貯留浸透施設を民間が行う場合、認定の窓口はどこになるのか。	雨水貯留浸透施設整備計画を作成し、県知事の認定を受けるため、県が窓口になります。（窓口については今後調整）
21	雨水浸透阻害行為	予算補助	各自治体、人を外部からに呼び込む移住施策を行っている中、新たに開発の規制がかかると厳しい印象を受ける。（企業が町から出て行く可能性がある。）。規制によって必要となる貯留・浸透対策に関する補助はあるのか。	現在のところ、先行した特定都市河川指定地において、指定によって開発が阻害された事例は聞いておりません。 頻発化、激甚化する水害に対して、流域のあらゆる関係者が協働で行う流域治水は、地域の安全・安心の確保に資する取組で地域の魅力向上に寄与するものです。この取組を具体的に推進するには特定都市河川の指定が必要と考えています。 自治体、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について補助があります。また、補助率が現在の1/3から1/2に引き上げられます。 さらに、民間事業者等が整備する場合、市町村が条例を定めることで固定資産税が減税される特別措置が講じられることから、民間事業者等による施設整備を促進するため、積極的に活用ください。
22	雨水浸透阻害行為	規制	特定都市河川に指定されると、具体的にはどのような制限があるのか。	代表的なものとして、特定都市河川に指定された時点から、1,000m2を超える雨水浸透阻害行為について、申請と許可が必要になります。その他、制限をすべき土地の区域が設定されることで、開発行為や建築などが制限されます。
23	雨水浸透阻害行為	規制	特定都市河川の指定によるデメリットはないのか。指定により開発行為が厳しくなるだけなのか。	現在のところ、先行した特定都市河川指定地において、指定によって開発が阻害された事例は聞いておりません。
24	雨水浸透阻害行為	規制	雨水浸透阻害行為や浸透被害防止区域について、公共施設は制限を受けることになるのか。	雨水浸透阻害行為は特定都市河川に指定した流域内全てに適用され、公共施設についても対象となりますが、国又は地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為については、都道府県知事等との協議が成立することをもって当該許可を受けたものとみなされます。 なお、浸水被害防止区域については、特定都市河川指定後に県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で指定することになります。
25	雨水浸透阻害行為	規制	雨水浸透阻害行為の許可に関して、吉田川流域において実施する開発行為はすべて対象になるのか。 開発行為の面積によっては貯留池の整備が必要となるのか。	指定された特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において政令で定める規模（1,000m2）以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、県知事の許可を受ける必要があります。この際に雨水貯留浸透施設の設置に関する計画を記載し、許可を受け、工事が完了した時には県知事に届け出る必要があります。
26	雨水浸透阻害行為	規制	農村地域の場合、田んぼを1,000m2すべてを造成し、畑地と宅地として利用する方もおり、そういった行為も対象になるのか。 1000m2の内、500m2を宅地にした場合、対象になるのか。	案件毎に確認することになりますが、1,000m2のうち、農地から宅地に変更する面積が500m2の場合は1,000m2以下の開発ですので対象となりません。
27	雨水浸透阻害行為	規制	雨水浸透阻害行為は田畑を開墾するものも含まれるのか。 また、開発者による調整池などの設置が義務となるのか。	例えば、原野を農地にする場合は、流出量の増加とならないため対策は不要です。 土地からの流出量を増加させる恐れのある行為については雨水浸透阻害行為となり、政令で定める規模（1,000m2）以上の規模の場合は、県知事の許可を受けるために、流出雨水量の増加を抑制する対策工事の必要があります。
28	雨水浸透阻害行為	規制	雨水浸透阻害行為に該当する開発を行った場合に、都市計画法と特定都市河川法のどちらの規制がかかるのか。	10,000m2以上の開発の場合は、宮城県の防災調整池設置要綱で必要とされている調整の容量と、特定都市河川法浸水被害対策法に基づいて必要となる雨水貯留浸透施設の容量を比較し、必要容量が大きい方を整備することになります。1,000m3以上、10,000m3未満の開発については、特定都市河川法に基づく許可が必要となります（自治体で開発指導要綱を定めている場合は必要容量の比較が必要）。
29	雨水浸透阻害行為	規制	特定都市河川に指定された場合、国と県でそれぞれ流出係数の基準があるが、より厳しい方を採用するのか。	特定都市河川浸水被害対策法に基づく基準と地方自治体の条例などに基づく基準の厳しい方を採用することになります。
30	雨水浸透阻害行為	規制	1,000㎡以上の開発行為によって設けられた貯留・浸透対策施設について，施設の管理者は開発事業者という認識でよいか。	開発事業者が管理者となります。ただし、地方公共団体が、みずから施設を管理する必要があると認めるときは、管理協定制度により施設所有者等に代わって管理することも可能です。（特定都市河川法の改正の施行の局長通達）

番号	分類	内容	質問･意見　等	回　　答
31	雨水浸透阻害行為	規制	例えば、鹿島台地区が浸水被害防止区域に指定された場合、住民が家を建て替える場合には何か対策が必要か。	指定された後に住宅を建てる場合は、県知事の許可が必要となります。例えば、浸水深を確認し床上浸水とならないような対策を求められることが想定されます。
32	雨水浸透阻害行為	規制	個人住宅の建設に伴う工事でも同様の条件が適用になるのか。	個人住宅の場合でも1,000m2以上の雨水浸透阻害行為は県知事の許可が必要となります。許可にあたっては、技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。
33	雨水浸透阻害行為	規制	道路の整備も雨水浸透阻害行為の対象になるか。	1,000m2以上の開発の場合、対象となります。なお、国又は地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為については、都道府県知事等との協議が成立することをもって当該許可を受けたものとみなされます。
34	雨水浸透阻害行為	規制	複数箇所の事業による雨水浸透阻害行為の対策量を1つの調整池にまとめることは可能か。	雨水浸透阻害行為に対し適切な対策工事が行われていれば、対策量を1つの調整池にまとめることは可能ですが、雨水浸透阻害行為を行う区域内または区域に隣接して対策工事を行うことが原則です。やむを得ない事情によりこの原則を外れる場合は、申請者及び関係部局と調整が必要となります。
35	雨水浸透阻害行為	規制	現在、防災調整池を設置し、河川に放流する場合であれば、河川管理者と協議することになるが、雨水浸透阻害行為の対策として設置した調整池からの放流については誰に協議するのか。水路網が明確でない箇所で開発が行われた場合などはどのように判定するのか。	雨水浸透阻害行為の許可は、雨水浸透阻害行為前と後の流出雨水量が増加することがないことを確認するものです。そのため、調整池からの放流については、放流先の施設管理者と別途協議する必要があります。
36	雨水浸透阻害行為	規制	農地転用に関して、地域未来投資促進法は積極的に開発する方向だが、特定都市河川に指定すると開発が抑制されることになる。両方に指定された場合はどのようになるのか確認したい。	地域未来投資促進法等の他の施策との関係については、上部機関に確認の上、改めて回答します。
37	雨水貯留浸透施設	予算補助	防災調整池等を設置した場合、同時にその安全管理にあたっても事業者及び自治体の負担が増加するものと考える。例えば立入防止柵の設置等、加工を行う際に補助等は設けられているのか。	既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業手法は補助率の違いや採択基準を検討する必要があることから、自治体にとって有利な事業手法になるよう流域水害対策計画の作成の際に個別に検討します。
38	貯留機能保全区域	手続き	貯留機能保全区域の指定には土地所有者の同意が必要か。	指定は土地所有者の同意が必要になります。
39	貯留機能保全区域	制度	貯留機能保全区域の指定は、土地所有者から理解を得るのは難しいと思う。 区域指定の目的や効果、補償などについて説明が必要ではないか。	貯留機能保全区域は現在でも出水時に湛水しているような農地等を保全し、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を維持していくために指定するものです。指定された土地は、今まで以上に湛水頻度が増加するものではありませんが、盛土等の行為に対し事前届け出が必要になるため、流域内での合意形成と土地所有者の合意が必要になります。 貯留機能保全区域に指定された場合、市町村が条例を定めることで土地所有者は固定資産税等の減免を受けることができますが、耕作者に対する補助はありません。貯留機能保全区域に指定された農地等を流域全体でどのようにサポートしていくかについて「命と生業を守る流域のサポート」としてみなさんと検討していきます。
40	貯留機能保全区域	制度	貯留機能保全区域と遊水地の違いについて、わかりやすく説明してほしい。	遊水地は河川整備計画に位置づけられた洪水調節施設であり、人為的に洪水を貯留するため、地役権の補償等を行っています。一方、貯留機能保全区域は自然に洪水が貯留され、洪水を人為的に調節するものではありません。
41	貯留機能保全区域	予算補助	貯留機能保全区域の指定に伴う、固定資産税の減免は、市町村の税収が減少する事になるが、その分を国に補填してもらえるのか。	固定資産税の地方税収の減税分の補填については、特別交付税措置はありませんが、一般的に、基準財政収入額と基準財政需要額の差を交付税で埋めるなど、地方財政計画の中で措置されることになります。
42	貯留機能保全区域	予算補助	貯留機能保全区域は農家の協力や理解が得られないと思う。 水害になった場合、誰が補償するのか、その補填はどの考えているのか明確にしないと、同意は得られないと思う。 善川と竹林川の遊水地では補填はどのようにしたのか教えて欲しい。	貯留機能保全区域に指定された場合、市町村が条例を定めることで、土地所有者は固定資産税及び都市計画税の減免を受けられます。 貯留機能保全区域は、現在でも出水時に湛水しているような農地等を保全し、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を維持していくことで流出を抑制するために指定するものです。指定された土地が今まで以上に湛水頻度が増加するものではありません。 また、鶴田川沿岸土地改良区が管理する前川承水路において、貯留機能保全区域のような仕組みを農家同士の工夫と合意形成で実施している例などもあります。 なお、河川管理者が洪水を調整するために整備した遊水地（善川と竹林川）は、地役権を設定し、それに対する補償を行っていますが、遊水地に水を貯めることにより生じた農作物被害への補償は行いません。

番号	分類	内容	質問･意見　等	回　　答
43	貯留機能保全区域	予算補助	貯留機能保全区域は土地所有者のメリットはあるのか。 耕作者には補助はあるのか。	貯留機能保全区域に指定された場合、市町村が条例を定めることで、土地所有者は固定資産税及び都市計画税の減免を受けられます。 貯留機能保全区域は、現在でも出水時に湛水しているような農地等を保全し、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を維持していくことで流出を抑制するために指定するものです。指定された土地が今まで以上に湛水頻度が増加するものではありません。 宅地と農地が隣接している箇所を貯留機能保全区域を指定することで、家屋浸水を防ぐための事業（二線堤など）も可能です。 耕作者に対する補助はありませんが、吉田川の流域治水部会で「命と生業を守る流域のサポート」を皆さんと検討していきます。
44	浸水被害防止区域	手続き	特定都市河川浸水被害対策法第66条の特定建築行為に係る許可について，当該許可の所管する行政庁は都道府県となりますか。	都道府県知事による許可のため、許可権者は県となります。
45	浸水被害防止区域	規制	特定都市河川に指定された場合に、指定と同時に浸水被害防止区域も設定されることになるのか？	浸水被害防止区域は、特定都市河川指定と同時に区域設定されるものではありません。 浸水被害防止区域は、流域水害対策計画に定められた方針に基づき、洪水などが発生した場合に、建築物の破損、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域を、県知事が市町村長の意見を聞いた上で、区域設定することができるものです。
46	浸水被害防止区域	規制	浸水被害防止区域の指定する際に、対象となる区域の要件などはあるか。（家屋連坦何戸以上など）	浸水被害防止区域の対象要件は特にありません。例えば、流域水害対策計画に定められた方針に基づき、床上浸水が想定される区域を浸水被害防止区域に指定することが考えられますが、詳細については、流域水害対策計画の検討によるものとなります。
47	防災集団移転促進事業	制度	防災集団移転促進事業で、事業の担い手を都道府県URに拡充とあるが、事業主体は誰になるのか。	防災集団移転事業の事業主体は市町村若しくは、当該市町村からの申し出により都道府県となります。なお、URは自治体からの委託に基づき宅地の造成等を行うことができます。
48	防災集団移転促進事業	制度	防災集団移転促進事業の変更点はあるのか。	令和２年度の制度拡充により、最小移転戸数が5戸になるとともに、令和３年度に指定要件に浸水被害防止区域が対象に追加されました。
49	地方債	制度	地方債による事業の申請は、特定都市河川の指定がなくてもできるのか。	特定都市河川の指定の有無は要件になっていません。例えば、緊急自然災害防止事業債の活用により、流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策として雨水浸透施設・溜め池・二線堤・移動式排水施設等を整備できます。
50	地方債	制度	緊自債は村管理河川でも使えるか。	緊急自然災害防止対策事業債は、準用河川、普通河川の河川改修でも活用できます。ただし、防災・安全交付金の対象総事業費未満の事業が緊自債の対象です。
51	地方債	制度	村管理河川の浚渫工事を計画している。緊急浚渫推進事業債の事業で河川内の木の伐採や仮設道路設置も起債対象に含まれるものか伺いたい。	緊急浚渫推進事業債の対象経費として、 ○土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む） ○附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等） ○除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む） ○土砂等の除去や処分等の貯めに必要な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等） も対象となっています。
52	地方債	要望	時限的（～令和６，７，８年度）になっている起債事業の継続を要望する	上部機関に伝えます。
53	利水施設	予算補助	流域治水の観点から，大雨時には被害防止（軽減）のため，農業用水門の開閉やため池の流量調整も必要だと考えている。しかし現状，施設の設置目的から逸脱する緊急時の対応が困難である。さらに流量を調整するための農業用施設の改修等に対しても助成が必要であると考える。（例えば水門の自動転倒堰への改修や防災重点農業用ため池の事前放流機能の整備など）	流域の浸水被害の防止を図るために有用であることが認められれば、防災調整池の指定や雨水貯留浸透施設の整備が可能です。また、流域貯留浸透事業（防災・安全交付金）にて、地方公共団体がため池の治水容量を確保するための改良等に対して支援を受けることができます。
54	利水施設	要望	農業用の利水ダムは管理が疎かになっている。管理組合が管理しているため、浚渫債などを活用することができないため、利水ダムの浚渫ができる方法があるとよい。	上部機関に伝えます。
55	その他	効果	流域治水の取り組みとして、田んぼダムや浸透桝、民家に設置する雨水貯留タンクなどの取り組みを行っている事例があるが、効果はあるのか？	流域治水の取組ははじまったばかりで他流域の事例を把握できていません。様々な機会を通じて、情報収集、共有を図ります。また、それらの効果の表現方法については今後検討していきます。
56	その他	その他	居住可能エリアを設定し、積極的に誘導したらよいのではないか。	居住可能エリアの定義が不明ですが、住民の安全を確保していくことが重要ですので、例えば立地適正化計画により居住誘導区域を設定し、安全度を高めていくことができますので、今後計画策定についてご検討ください。